

整理番号	消防 - 条不 - 1
------	-------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課 (06-4393-6322)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定催しの指定
概要	消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして一定の要件に該当するもので、火を使用する器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市火災予防条例（昭和37年条例第14号）第55条の4第1項 屋外における大規模な催しの要件（平成26年（消）告示第52号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
処分基準	大阪市火災予防条例 第55条の4第1項 消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、第3章第2節に掲げる火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。 屋外における大規模な催しの要件 大阪市火災予防条例第55条の4第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は次のとおりとする。 1 公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しで、1日当たりの人出予想人員が10万人以上であること 2 催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上であること
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	